

広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）中間とりまとめ（案）  
 に対する広島市社会福祉協議会からの意見への対応

意見要旨	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>第1編-第1章-第4の「広島市社会福祉協議会の『地域福祉活動計画』との関係」(P.3)について、福祉のまちづくりプラン策定支援事業実施要綱では実施期間を5年と定めているため、「3年～5年を期間とする「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」を策定しています。」の期間の記載を、「5年を期間とする」に修正してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり修正しました (P.3)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第1編-第4章-第3の「各福祉分野に共通した取組の推進」(P.10)について、権利擁護のイメージが分かりやすい表現とするため、「高齢者や障害者等の権利擁護」と追記してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり追記しました (P.10)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第3章の「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」の柱書き (P.17) について、地域住民の自主的な活動を促進するためには、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターや協議体等との連携が不可欠であるため、それらとの連携について追記してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3章の柱書きの趣旨は「地域住民の自主的な活動を前提とするものである」ことを明示することから、ここでは「保健師の地区担当制の全区展開等により」として、追記することにとどめた上で、御意見を基に、同章第2の「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」の4の(3) (P.19) に、課題の解決に向けて生活支援コーディネーターと連携して取り組む旨を追加しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第3章-第1-2-(1)の「住民・市民のキーパーソンの例」(P.17) について、「福祉委員」の設置率は40%にとどまっており、「地域福祉推進委員」（設置率100%）の方がキーパーソンになり得るため、変更してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり修正しました (P.17)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第3章-第1-2-(2)の「専門職・専門機関のキーパーソンの例」(P.17) について、「区社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）」も加えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり追記しました (P.18)。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2編-第3章-第1-3-(1)の「町内会・自治会活性化検討委員会」(P.18)について、市社会福祉協議会が単独で「町内会・自治会活性化検討委員会」の設置等を行うことは考えていないため、次のとおり修正してほしい。</li> </ul> <p>例) (削除) 地域において「町内会・自治会活性化検討委員会」が設置され、町内会・自治会自らの活動点検や、町内会加入率の低下の要因分析、好事例の収集を行い、実践が行われることは有益であるので、この取組に必要な協力を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市として町内会・自治会の活性化に取り組む例示としては、町内会・自治会として「町内会・自治会活動活性化検討委員会」を設置することよりは、市として加入促進の取組に係る情報交換の機会を設けることの方がより適当であると考え、第2編-第3章-第1-3の(1)の記載を修正しました (P.18)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2編-第3章-第1-3-(3) (P.18) について、「シニア応援センター」ではボランティア登録を行っていない。ボランティア相談に乗るのは「ボランティア情報センター」であるため、修正してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見のとおり修正しました (P.18)。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2編-第3章-第2の「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」(P.18)について、相談を受け止める役割を果たしている地区社会福祉協議会(地区社協)もあるが、計画に記載されているような情報提供や助言まで求めるのは負担が大きいと思う。第3章の柱書きにも、「あくまでも地域住民の自主的な活動を前提とするものであり」とあるように、自主的(任意)の活動であることを踏まえた方がよい。</li> <li>• 中核的な役割を果たすのは、地区社協の声を細かく聴ける区社会福祉協議会(区社協)ではないか。</li> <li>• 制度の狭間の問題等の相談の受け止めが地区社協であったり、地区担当保健師であったりと一貫していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区社協による情報提供や助言などの取組については、地区社協に過度な負担をかけることのないよう、地区担当保健師を中心に行政としてバックアップを行うとともに、地区社協だけでは対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等については、地域包括支援センター等を中心に多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備しバックアップしていくことにも取り組むこととしており、その上で、地区社協の自主的な活動を前提とした東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げていくこととしています。</li> <li>• 地区社協は、小学校区の圏域において、これまでも地域福祉に関する行動計画(アクションプラン)を定め、実践の取組を推進するなど、住民主体の福祉のまちづくりを行ってきており、区社協よりも町内会・自治会等の住民に身近な存在であるため、この相談支援体制の中核を担うのにふさわしいと考えています。その上で、その地区社協を専門的にバックアップする存在として区社協が機能することができるものと考えています。</li> <li>• 制度の狭間の問題等については、地区社協を中心に地域の中で相談を受け止められるような体制づくりを目指していますが、地区社協を支援する意味からも、地区担当保健師が直接、要援護者から相談を受けることも想定しています。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第3章-第2-4-(2) (P.19)に記載しているように、地区社会福祉協議会（地区社協）に「専門機関につなぐ役割」を持たせるのであれば、常勤スタッフの配置など事務局機能の充実を図るための支援が必要である。また、地域団体の活動の活性化のためには、人的・物的な支援とともに、ソフト面の支援も必要であるため、次のとおり修正してほしい。</li> </ul> <p>例) この拠点の整備と併せて地区社会福祉協議会の常勤スタッフの配置など事務局機能の充実を図るため、支援を行う。(中略)</p> <p>地域活動の担い手不足が叫ばれる中、地区社会福祉協議会を始めとする地域団体が効率的な活動ができるよう、行政への申請書類や手続の簡素化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協の事務局機能の充実を図ることとしては、常勤スタッフの配置なども考えられるところですが、その具体的な内容については、今後、本市と市・区社会福祉協議会とで協議・検討することとしていることから、計画そのものに、その内容を示すことはしていないものです。</li> <li>ソフト面への支援については、第2編-第3章-第2-4の(2) (P.19)に、事務の効率化を図ることを追記しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第3章-第3-1 (P.19)に「地区担当保健師の支援を受け」とあるが、地区社会福祉協議会では解決できない相談は、地区担当保健師だけではなく、区社会福祉協議会（区社協）でも受け止めることができるため、区社協についても記載してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を基に、「地区担当保健師や生活支援コーディネーター等の支援を受け」に修正しました (P.19)。</li> <li>また、前述のとおり「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」の4の(3) (P.19)に、生活支援コーディネーターと連携した支援について追加するとともに、「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P.23)の図及び説明文について、「市・区社会福祉協議会」の役割が明確になるよう修正しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2編-第4章-第1-1 (P.20)について、社会福祉協議会という表現だと、「市・区社会福祉協議会」なのか「地区社会福祉協議会」なのか分かりにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を基に、主語が明確になるよう修正しました (P.20)。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2編－第5章－第3－1 (P. 21) について、成年後見の役割は、日常生活部分には限定されず、また、契約や財産管理の支援だけでなく身上監護の役割も重要となっているため、次のとおり修正してほしい。</li> </ul> <p>例) 認知症、精神障害、知的障害等により判断能力不十分な人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、契約・相続等の法律行為を代行することなどで本人の生活状況を整えること(身上監護)や、(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 御意見を基に、対象者及び身上監護の役割が明確になるよう修正しました (P. 21)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2編－第5章－第3章－2 (P. 21) について、国が定める成年後見制度利用促進計画において、市町村は地域連携ネットワークとその中核機関の設置・運営に積極的な役割を果たすことが明記されている。行政責任と行政の持つ個人情報に対する権限があつてこそ、実際に機能するネットワークとなり、その中核機関の運営になると思われるので、その記載は重要であるため、次のとおり追記してほしい。</li> </ul> <p>例) …検討し、その協力を得つつ、市域の実情に即した有効な形で設置・運営をすることについて市において積極的な役割を果たします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 御意見を基に、市が主体となることが明確となるよう修正しました (P. 21)。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2編-第5章-第3-3 (P.21) について、市レベルで事業実施全体を支援してもらうことが必要であるとともに、個別ケースにおいては、保健師・ケースワーカー等が各々の役割で積極的に関与し、社協職員と協力して支援に当たることが、本人の生活の立て直しに有効であるため、次のとおり修正してほしい。</li> </ul> <p>例) …更なる推進が図られるよう人材確保や財政面等で必要な支援を行うとともに、区役所(地区担当保健師、ケースワーカー等)が市(区)社会福祉協議会の担当職員と協力して個別の支援に当たることにより、利用者・被後見人等が安心して暮らし続けることを支えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要な支援」には人材確保や財政面の支援も考えられるところですが、その内容については計画を推進していく中で具体化していくものと考えています。</li> <li>・ また、個別ケースへの支援に当たっては、区役所(地区担当保健師、ケースワーカー等)と市・区社会福祉協議会との連携は当然行われるべきものですが、個別の内容であるため、他の記載内容とのバランスも考慮し、計画への記載はしないこととしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別図1「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P.23)の【町内会・自治会の圏域】について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設を加えてほしい。</li> <li>・ 解決が困難なものまで地区社会福祉協議会(地区社協)に相談するのか。地区社協の拠点にそこまでの機能・役割を持たせるのは負担が大きすぎるように感じる。地区社協が相談を受け止めるといっても、拠点にスタッフが常駐しているわけではなく、実際に相談を受け止めるのは誰なのか。「地区社協が受け止める」イメージが湧きにくい。</li> <li>・ 困難な課題は地域住民ではなく、行政や区社会福祉協議会(区社協)、くらしサポートセンターなどの専門機関の方がよいのではないか。</li> <li>・ 区社協を加えてほしい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設については、「社会福祉法人」として図及び説明文に追記しました(P.23)。</li> <li>・ 地区社協が中核を担うことや地区社協への支援については、前述のとおりです。</li> <li>・ 区社協については、市社会福祉協議会と共に図の左側に記載していたところですが、前述のとおり、図及び説明文について、「市・区社会福祉協議会」の役割が明確になるよう修正しました。(P.23)。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別図 1「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P. 23) の【小学校区の圏域】について</li> <li>・ 地域生活課題について、個別のケースでは専門機関が受け止め、地域で不足している取組については、生活支援体制整備事業における第 2 層（日常生活圏域）協議体（地域支えあい協議体）が受け止め、検討する役割があるのではないか。</li> <li>・ 地区社会福祉協議会（地区社協）だけでは受け止めが難しい地域もある。全面的に区社会福祉協議会（区社協）も関わっていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前述のとおり、図及び説明文について、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」も含め、「市・区社会福祉協議会」の役割が明確になるよう修正しました。(P. 23)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別図 2「地域の包括的な支援体制『目標像に至るプロセス』」(P. 25) のステップ②の小学校区の圏域について</li> <li>・ 「地区社会福祉協議会の拠点を整備」が、包括的な支援体制の一部が担える拠点を整備するという意味なら、拠点という場所を設けるだけではなく、包括的に相談を受けられる体制を整えるために人材、研修、人件費が必要である。ボランティアで地域住民に求める内容ではない。</li> <li>・ 小学校区の圏域又は中学校区の圏域で地域支え合い協議体の役割についても触れてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地区社会福祉協議会の拠点を整備」の意味は、第 2 編－第 3 章－第 2-4-(2) (P. 19) の地区社協の活動拠点の整備の意味であることから、ステップ②及び③の「拠点」を「活動拠点」に修正しました (P. 25)。</li> <li>・ 「目標像に至るプロセス」は、地区社会福祉協議会の活動拠点の整備など地域の包括的な支援体制を構築するための主な取組について段階を追って記載するものであるため、地域支え合い協議体についての記載はしていませんが、御意見を踏まえ、「地域の包括的な支援体制『目標像』」の図 (P. 23) 及び説明文 (P. 24) の方に地域支え合い協議体について追加しました。</li> </ul>

意見要旨	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例 2 の「ボランティアバンクの活用による支援」(P.27) について、本人が抱える問題が分からないが、地域だけで解決した形に持って行き過ぎではないか。専門機関にも相談や情報提供した上で、地域の支援があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例 1 及び 2 は、事例 1 (P.26) として統合しました(中間取りまとめで反映済み)。</li> <li>比較的容易に解決することができる課題についてはボランティアバンクを活用し、専門的な支援が必要な場合には地域包括支援センター等の専門機関に相談することを明記しました(P.26)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例 3 の「猫の多頭飼い・ごみ屋敷の問題の解決」(P.28) について、「本人は精神疾患があるが、通院しておらず」を典型事例として記載することは適当ではないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を基に、「精神疾患があるが、通院しておらず」との記載を削除するなど修正しました(P.27)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例 4 の「生活困窮者の生活の経済的な立て直し」(P.29) について <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥の「金銭管理の支援事業」とは「かけはし」のことであると思われるが、「かけはし」は金銭管理が本来の目的ではない。また、「権利擁護の推進」(P.21) の中では、「かけはし」の正式な事業名が明記されているので、ここでも同じように明記してほしい。</li> <li>今の書きぶりであるところらサポートセンター自体が家の売却処理を行うと誤解される可能性があるため、誤解のないように記載してほしい。</li> <li>図の中に市社会福祉協議会を加えてほしい。</li> <li>「かけはし」はあくまでも判断能力が不十分な方(認知症、知的障害、精神障害のある人)を対象としており、単に生活困窮者ということだけでは利用できないため、誤解のないような表現とする必要がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>例) 暮らしサポートセンターの職員は、市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業『かけはし』利用により日常生活部分の金銭管理の支援につなげる。また、家の売却手続についても専門機関につなげ、スムーズに行われるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を基に修正しました(P.28)。</li> </ul>



意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のとおり、区社会福祉協議会から地区社協が相談支援体制の中核を担うことへの負担感、危惧について意見があった。</li> <li>・ これについては、計画（素案）でも、「行政のバックアップ」等を行い、その上で一部の地域でのモデル実施から始めることが記され配慮されているが、「相談支援体制の中核を担う」という表現のインパクトが強過ぎ、地区社協へ過大な負担を負わせるという印象を与えているため、第2編－第3章－第2－2（P.18～P.19）の「この相談支援体制の中核を担うのは、（中略）地区社会福祉協議会がふさわしいと考えられます。」との表現を、「この相談支援体制の整備においては、（中略）地区社会福祉協議会が、その核となっていくことが望ましいと考えられます。」に改められないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見のとおり修正しました（P.18）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随所に地区社会福祉協議会（地区社協）が登場しており、評価してもらうのは有り難いことではあるが、現状でも地域は多くの負担感を感じており、実情をどれだけ分かって記載されているのか、疑問視せざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社協による地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める取組については、地区社協に過度な負担をかけることのないよう、地区担当保健師を中心に行政としてバックアップを行うとともに、地区社協だけでは対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等については、地域包括支援センター等を中心に多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備しバックアップしていくことにも取り組むこととしており、その上で、地区社協の自主的な活動を前提とした東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げていくこととしていくところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社協にこれだけのことをさせようとするなら、地域包括支援センターの絶対数を増やさないと無理なのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社協のバックアップについては、地域包括支援センターのみならず、地区担当保健師によるバックアップや市・区社会福祉協議会及び地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターによるサポートを始め、各種相談支援機関が連携してバックアップするなど、多くの機関により地区社協を支援することとしています。</li> </ul>

意見要旨	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>「町内会・自治会活動活性化検討委員会」は行政が主導するべきものではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市として町内会・自治会の活性化に取り組む例示としては、町内会・自治会として「町内会・自治会活動活性化検討委員会」を設置することよりは、市として加入促進の取組に係る情報交換の機会を設けることの方がより適当であると考え、第2編-第3章-第1-3の(1)の記載を修正しました(P.18)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地区社会福祉協議会の事務局機能の充実を図るとともに、(中略)専門機関につなぐ役割を果たすものとします。」(P.19)とあるが、これに取り組むには、事務局機能の中にコーディネーターを担える人物が必要と考える。市単位では市社協統括生活支援コーディネーター、区単位では区生活支援コーディネーター、中学校区圏域では地域包括支援センターに配置の支え合いコーディネーターがいるように、小学校区圏域では地区社協ごとにコーディネーターを配置し、地域包括支援センターや市・区社協と連携が取れる体制づくりの構築が必要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協へのコーディネーターの配置については、今後、地区社協の事務局機能の充実を図っていく中で、その必要性も含め、市・区社会福祉協議会と協議・検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地区社会福祉協議会が中心となって包括的に受け止めます。」(P.24)と断言した言い方で明記すると、行政が勝手に定めたことと捉えられる恐れがあるように思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の包括的な支援体制「目標像」は、完成した一つのイメージを示すものであるため、その説明文についても、将来において完成したとした場合の動きを示すものであるため、確定的な表現としているものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市・区・地区社会福祉協議会に関する記述については、現在の活動実績や事業が目指すところを記載しているが、現状における問題点等を解決する具体的な仕掛けや新たな展開部分に乏しく、別図2におけるプロセスについても抽象的すぎるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活課題の複雑化・複合化や社会的孤立、制度の狭間等の問題に対応する新たな方策として、地域の包括的な支援体制を構築することについて具体的に記載しているところです。</li> <li>地域の包括的な支援体制は、地域ごとの実情に応じてそれぞれ構築されることになるため、別図2「地域の包括的な支援体制『目標像に至るプロセス』」においては、一般的なプロセスの概要を示すにとどめているところです。</li> </ul>

意見要旨	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の最前線にいる担い手について、既存の地域団体の疲弊状況からすると、かなり思い切った新たな施策が無いと、全体のシステムが破綻するように感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の包括的な支援体制を構築するための町内会・自治会等の地域団体の活性化を図る取組を行う中で、必要な施策についても検討していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協の負担があまりにも大きすぎる。地区社協は任意団体であり、事務局体制も十分に整っているわけではない。あくまでボランティアで運営されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協による地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める取組については、地区社協に過度な負担をかけることのないよう、地区担当保健師を中心に行政としてバックアップを行うとともに、地区社協だけでは対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等については、地域包括支援センター等を中心に多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備しバックアップしていくことにも取り組むこととしており、その上で、地区社協の自主的な活動を前提とした東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げていくこととしているところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団塊の世代で人が増えていても、働いている人も多い。人口が減少していく中、未婚者も多く、子どもの数が年々減少している現状を考えれば、地域で様々なことを担うのは非常に無理がある。</li> <li>また、町内会の加入率が減少する中で、地域での担い手も減少している。そうしたところを抜本的に解決していかなければ、計画を作っただけで終わってしまうのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の担い手となる人材の育成・確保を促進するため、区役所、公民館等が、コミュニティリーダーの知識・技能の向上や若い層を中心としたサブリーダーの養成などに努めるとともに、高齢者いきいき活動ポイント事業を活用するなどして、高齢者の担い手を増やすことなどを始めとした地域住民が活動に参加できる環境づくりに努めることとしています（第2編—第2章—第1-1の(4)及び(8) (P. 14、15))。</li> </ul>